

【輸入通関】-法規制：化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 FedEx での取り扱い

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律は人の健康及び生態系に影響を及ぼす恐れがある化学物質による環境の汚染を防止することを目的とする法律です。(以下化審法といいます。)

化審法に該当する品目を含む貨物を輸入する場合は、お客様自身で手続きをしていただき必要書類を揃えた上で、通関前に弊社へご提出していただくこととなります。

【手続き及び書類提出が不要な場合】※＜他の法令にかかる商品は、それぞれ該当する手続き及び書類提出が必要となりますのでご注意ください。＞

以下の品目の場合

- 天然物で化学変化を起こさせないもの（搾油しただけの植物油等）
- 元素
- 医薬品、食品、農薬、肥料等の製品
- 官報公示整理番号（化審法番号）が既にあるもの

【新規化学物質の輸入】

弊社へ通関依頼をする際の必要書類

- 試験研究用・試薬：様式第2（新規化学物質の試験研究用）
- 少量新規化学物質：少量新規化学物質確認通知書の写し及び累積数量の記載された様式第3（新規化学物質の少量新規・低生産用）
- 中間物等新規化学物質：厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認 通知書の写し
- 法第3条第1項第6号に係る高分子化合物：法第3条第1項第6号に係る高分子化合物確認通知書の写し
- 低生産量新規化学物質：低生産量新規化学物質確認通知書の写し及び累積数量の記載された様式第3（新規化学物質の少量新規・低生産用）

【注意事項】

- 各種手続き及び書類提出を希望される貨物については、貨物到着の一営業日前までに弊社へ申請希望である事をご連絡下さい。(運送状番号が必要となります)。
- 上記以外の化学物質の輸入は各省庁における確認・審査が必要となる場合がある為、事前にご確認いただきますようお願いいたします。
- 化学物質に係るその他の法令（毒劇物取締法・麻薬向精神薬取締法・高圧ガス取締法）等にもご留意いただき事前にご確認いただきますようお願いいたします。

- 弊社での対応が可能な品目かどうかは事前に成分のわかる書類（Safety Data Sheet)等をご用意いただき弊社へご確認ください。

参考資料・情報リンク

様式第2（新規化学物質の試験研究用）経済産業省 HP リンク

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/todoke/import/import_form2.docx

様式第3（新規化学物質の少量新規・低生産用）経済産業省 HP リンク

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/todoke/import/import_form3.docx

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（経済産業省の HP）

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/index.html

NITE 化学物質総合情報提供システム（独立行政法人 品質評価技術基盤機構 HP）

https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（厚生労働省の HP）

<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/kashin/kashin.html>

化学物質審査規制法ホームページ（環境省の HP）

<http://www.env.go.jp/chemi/kagaku/>